

年末調整

平成27年も残り3カ月を切り、そろそろ年末調整に関する書類が届く時期になりました。毎年のことだから問題ないと思われる方もいらっしゃると思いますが、年末調整に関することについて再度ご確認くださいと思います。

年末調整の概要

年末調整は、給料と賞与から源泉徴収された所得税等の額と本来の所得税等の額との過不足額を精算する手続きです。

税務署から10月～11月にかけて年末調整に関する書類が送付されてきます。

その中に①給与所得者の扶養控除等（異動）申告書②給与所得者の保険料控除申告書兼給与所得者の配偶者特別控除申告書に必要事項を記載してもらい、必要書類を従業員の皆様に用意してもらう必要があります。

年末調整の対象となる人の主な要件として、①給与所得者の扶養控除等（異動）申告書を提出している人②1年を通して勤務している人③年の途中で就職し、年末まで勤務している人（前職がある人は前職の源泉徴収票を提出する必要があります。）④本年中の給与の収入が2,000万円以下の人です。

年末調整で必要な主な控除証明書

- ① 生命保険料控除証明書（一般用・介護医療用・個人年金用の3種類があります。）
- ② 地震保険料控除証明書・旧長期損害保険控除証明書
- ③ 社会保険料控除に関する書類（国民年金と国民年金基金・国民健康保険については証明書又は支払ったことを証明する書類）
- ④ 小規模企業共済等掛金払込証明書
- ⑤ 住宅取得控除に関する書類（住宅取得控除を受けるのが2年目以降の方で、以下の2種類の書類が必要となります。）
 - (1) 税務署から届いている給与所得者の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除申告書
 - (2) 金融機関等が発行する住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書
 以上が年末調整で必要な主な控除証明書になります。

上記書類は早ければ10月中旬から11月にかけて届く書類が殆どですので紛失しないよう従業員の皆様にお伝え下さい。

年末調整の注意点

配偶者や扶養親族の平成27年度分の所得金額を確認し記載漏れの無いように注意して下さい。

後日、税務署からは正通知が届き、余分な手間がかかります

ご主人・奥様の死別や離婚による寡婦（夫）控除・障害者控除の記入漏れには注意して下さい。

医療費控除がある方は確定申告をして下さい。

5つの自治体までのふるさと納税は確定申告が不要となり、6つ以上の自治体へのふるさと納税については確定申告が必要となります。

先月のマル得情報でお伝えしたマイナンバー制度で、個人番後の通知に関する書類が10月5日から発送開始されていますので、合わせて従業員の皆様に紛失しないようお伝え下さい。

その他詳細については久保総合会計事務所にご相談ください。

TEL06-6930-6388

HPアドレス <http://kubokaikei.com/>